

別表第2抜粋（第10条関係）

区分	単位	R8. 1. 1から 改定後（円）	R7. 12. 31まで 改定前（円）
1 文書料 イ 国民年金の受給に係る診断書及びこれに類するもの ロ 生命保険等の請求に係る診断書及び証明書 ハ 死亡診断書 ニ 出生証明書及び死産証書 ホ 領収証明書 （イ）証明期間が1月以内のもの （ロ）証明期間が1月を超えるもの ヘ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に係るものに限る。） （イ）主治医診断報告書 （ロ）医学的検査結果報告書 （ハ）主治医意見書 （ニ）療養日数確認証明書 ト その他の診断書及び証明書 （イ）医師による証明を要するものでその内容が複雑なもの （ロ）医師による証明を要するものでその内容が簡易なもの （ハ）医師による証明を要しないもの （ニ）法令等によりその額が定められているもの	1 通につき	 <u>5, 500</u> <u>5, 500</u> <u>3, 300</u> 2, 200 <u>1, 100</u> 1, 100円に証明期間 が1月を超えるごとに 200円を加算した額 5, 940 5, 060 3, 300 440 <u>3, 300</u> <u>2, 200</u> 1, 170 当該法令等で定める額	 <u>4, 510</u> <u>3, 980</u> <u>3, 030</u> 2, 200 <u>940</u> 940円に証明期間が1 月を超えるごとに200 円を加算した額 5, 940 5, 060 3, 300 440 <u>3, 030</u> <u>1, 780</u> 1, 170 当該法令等で定める額